

## 鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領

### 1 趣旨

この要領は、鳥取市水道局が競争入札により建設工事の請負契約をしようとする場合において、鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第138号において準用する鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第15条の規定により設けている最低制限価格について必要な事項を定めるものとする。

### 2 最低制限価格の算出

- (1) 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、予定価格に当該予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該予定価格で除して得た割合（小数点第2位以下は切り捨てる。）を乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を最低制限価格とし、予定価格調書に記載するものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を当該予定価格に乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）とし、その割合が10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を当該予定価格に乗じて得た額（小数点以下は切り上げる。）とする。

以下において「建築工事」とは、主たる部分の積算を鳥取市公共建築工事積算基準に基づいて行う工事をいう。

ア 直接工事費相当額 [注]

イ 共通仮設費の額

ウ 現場管理費相当額 [注] に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

オ 下水道用設計標準歩掛表（国土交通省）による機械及び電気設備工事（以下「機械及び電気設備工事」という。）において機器費を含む場合は、機器費の額に10分の8.8を乗じて得た額

[注] 「直接工事費相当額」とは、次に示す額をいう。

建築工事以外の工事の場合：直接工事費の額

建築工事の場合：直接工事費の額－（直接工事費の額×0.1）

[注] 「現場管理費相当額」とは、次に示す額をいう。

建築工事及び機械及び電気設備工事以外の工事の場合：現場管理費の額

建築工事の場合：現場管理費の額＋（直接工事費の額×0.1）

機械及び電気設備工事の場合：現場管理費の額＋据付間接費の額＋設計技術費の額

- (2) 予定価格が1,600万円未満の場合又は管理者が特に必要があると認めた場合は、前号の規定にかかわらず、予定価格に10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額（当該予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）を最低制限価格とする。ただし、その割合が10分の7.5の場合は、10分の7.5を当該予定価格に乗じて得た額（小数点以下は切り上げる。）とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年6月26日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成20年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成21年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年5月27日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成23年7月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成25年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成26年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成28年10月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、平成29年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、令和元年5月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、令和元年10月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、令和5年4月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市水道局建設工事最低制限価格運用要領の規定は、令和5年6月1日以後に入札に付される工事から適用し、同日前に入札に付される工事については、なお従前の例による。